

11月は「児童虐待防止推進月間」です

問 こども家庭支援課 こども家庭係 ☎72-6666

「子どもの権利条約」や「こども基本法」に位置づけられているように、全てのこどもは適切な養育の中で、健やかな成長や自立が保障される権利を持っています。こどもの健やかな成長に影響を及ぼす「児童虐待」は人権侵害です。「児童虐待」とは何か、自分にできることは何か一緒に考え、こどもがのびのびと生活できる社会をつくっていきましょう。

児童虐待の種類

身体的虐待

殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などで一室に拘束する など

心理的虐待

言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、こどもの目の前で家族などに暴力や虐待を行う事(面前DV) など

性的虐待

こどもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る・触らせる、ポルノグラフィの被写体にする など

ネグレクト

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、重い病気になっても病院に連れて行かない、自動車の中に放置する など

知っていますか? 「面前DV」

こどもの目の前で、配偶者や家族間で暴力や暴言を伴うような激しいけんかをする場合は、こどもに心理的な傷つきや負担を与えることとなります。このようなケースは「面前DV」と呼ばれ、心理的虐待にあたります。

虐待かな?と思ったら

親子の
お悩みを匿名相談
親子のための相談 LINE



児童相談所
虐待対応ダイヤル
☎189(いちはやく)

市こども
家庭支援センター
☎72-7480



私たち社会全体で、児童虐待が起こらない子育て環境をつくっていきましょう!

人権週間記念講演会

「差別されない権利」

入場
無料

問 人権・同和対策課 人権・同和対策係 ☎72-2111

市は、さまざまな人権問題に対する正しい知識と認識を深めると共に、身近な人権を考えるきっかけにするため、記念講演会を開催します。講演会に先立ち、市内の小中学校の児童・生徒による人権作文の朗読を行います。

日時 12月8日(木) 13時半～(開場13時～)

会場 文化会館大ホール (入場無料・手話通訳・要約筆記・託児あり)

内容 「差別されない権利」は憲法で保障された基本的人権の一つですが、いまだに差別はなくなっていません。差別はどのように生まれ、私たちはどう向き合えばいいのか。インターネット上での人権侵害など、さまざまな人権問題への理解を深め、ともに考えます。

託児 希望者は、11月28日(木)までに申込み



講師 木村草太さん

[憲法学者、東京都立大学
法学部教授]